

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

寄附金／関係会社間取引における価格調整金



小菅 貴子〔本郷〕

はじめに

令和2年1月14日札幌地裁判決では、法人税法37条7項に規定する「寄附金」は、①金銭その他の資産又は経済的な利益の移転があり、②金銭その他の資産又は経済的な利益の移転が無償と認められるものであって（対価性の欠如）、③その行為について通常の経済取引として是認できる合理的理由が存在せず（合理性の欠如）、④「寄附金」から除かれている広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものに該当しない支出をいうものと解されるのが相当であると判示しています。今回は、関係会社間取引における価格調整金が寄附金に該当するかどうか争点となった事例をご紹介します。

I. 関係会社への売上値引及び単価変更による売上減額

平26.1.24東京地裁（Z264-12394）
（認容）（確定）（納税者勝訴）

1. 事案の概要

本件は、原告が本件各事業年度において親会社であるF社に対して行った製品（外壁）の売上値引き及び単価変更による売上げの減額が法人税法37条に規定する寄附金に該当するとして処分行政庁から更正処分等を受けたという事例です。F社が原告から購入する外壁の価格は、覚書1条1項により「原則として合理的な原価計算の基礎に立ち、F社・原告協議の上決定する。」とされており、F社と原告は、本件各事業年度の各半期の期首以降、外壁の代金として、F社グループにおける生産会社方針検討会で決定された当初取引価格による金額を支払い、原告はこれを売上として処理した上、各半期の期末又は各半期の中間以降において、実際原価を基礎に決定された期末調整額又は期中調整額により売上値引き又は単価変更を行っていました。

2. 裁判所の判断

F社グループにおけるユニット生産事業の事業内容、F社及び原告の関係

並びに原告の事業特性に鑑みると、原告とF社との間において、原告がF社に対して販売する外壁につき、各半期の期末又は期中において実際原価（実績見込原価）を基礎として、それに一定の損益算定方法（差異分析）により導かれる損益を加算するという手法により、取引価格を決定するという内容の契約を締結することは、企業の事業活動の在り方として一概に不合理であるとまでは断することはできず、その原価計算及び損益算定方法の内容において不合理な点がなく、税負担を逃れるための恣意的な利益調整ではないと評価されるものであれば、本件覚書1条1項の定め合致するものと解することが相当である。

原告が差異分析の手法を転用し、その上で取引価格を決定したことは、不合理なものではなく、税負担を逃れるための恣意的な利益調整であるとは認められない。

本件販売契約において合意されたとみるべき外壁の契約価格は、各半期における期末決定価格又は期中決定価格であるから、その余の点について判断するまでもなく、本件売上値引き及び本件単価変更により、原告からF社に対し、経済的にみて贈与と同視し得る資産の譲渡又は利益の供与がされたとは認められないから、本件売上値引き及び本件単価変更に係る金額は法人税法37条7項の寄附金に該当しない。

II. 関係会社への追加備車費の支払

令2.1.14札幌地裁（Z270-13362）
（棄却）（控訴）

1. 事案の概要

本件は、B社の事実上のオーナーである甲が代表理事を務める原告の本件各事業年度の原告の法人税等について、甲が、原告の各決算期末等から1か月以上が経過した各決算手続期間中に、B社から原告に、B社に対する追加備車費計上額（本件各金員）の請求書を交付するように指示し、原告が本件請求書に記載された本件各金員の額を、いずれも遡った日付である3月末日等の備車費の額として損金の額に算

入するなどした上で申告をしたところ、処分行政庁からこれを否認され、更正処分及び重加算税賦課決定処分を受けたという事例です。原告は、本件各金員は、本件各取引について確定していなかった備車費を最終的に確定させるために支払われたものであり、仮にそうでないとしても、安すぎた備車費を適正な額に調整するために両者の合意の下に支払われたものであって、本件各金員はB社の運送業務に対する対価であったと主張しました。

2. 裁判所の判断

本件各金員の額の決定に当たっては、B社が赤字を回避できるか否か、前年並みの利益を確保できるか否かという観点から専ら検討が行われており、B社が行った運送業務の費用等について具体的に考慮されていたわけではないことが認められること等の事情を総合すると、本件各金員は、B社の赤字を補填し、あるいは黒字を増大させる目的で交付されたものというべきであって、B社の運送業務に対する対価性を有するということができない。

そして、原告が、B社に対し、当初から業務内容に見合った適正価格の備車費を算定して支払うか、B社が実際に行った運送業務の内容（特に運送費用）等を考慮して事後的に備車費を算定して支払うことをせず、本件各取引のように、発注時には原告受注額の5%引きで発注することを原則としながら、後日の調整場面においては、B社が行った運送業務の内容等を捨象して、専らB社や原告の収支額に照らして調整金額を決定して支払うという方法には、何ら合理性は認められない。

以上によれば、本件各金員は、法人税法37条7項に規定する「寄附金」に該当する。

（重加算税の賦課決定処分についても適法であると判断されました。）

III. 国外関連者に支払われた取引価格の修正による調整金

平28.6.9非公開裁判
（F0-2-634）（棄却）

1. 事案の概要

本件は、請求人が、国外関連者であるA法人とのサービス契約に係る対価の額とする金額（本件サービスフィー）を損金の額に算入したことについて、原処分庁が、当該金額は、当該サービス契約に係る役務の提供がないにもかかわらず、A法人と通謀して架空の契約書を作成し損金の額に算入したものであるとして法人税等の更正処分及び重加算税の賦課決定処分を行ったのに対し、請求人が、当該金額は、A法人への製品の販売に係る取引価格の修正による調整金であり、損金の額に算入されるものであるとして、上記処分の取消しを求めた事案です。

2. 国税不服審判所の判断

本件サービスフィーは、本件国外関連取引に係る取引価格の遡及改定に関する事前の取決めがあったと認められないこと、並びに支払等に係る理由、算定の方法及び計算根拠が本件国外関連取引に係る取引価格を事後に変更する場合の合理的な理由又は算定とはいえないことから、合理的な理由に基づく取引価格の修正による価格調整金に該当しない。また、本件国外関連取引又はその他の取引に係る何らかの対価であることを認めるに足りる証拠はないから、金銭を対価なく他に移転させるものと認められる。

以上のことから、本件サービスフィーは、法人税法37条7項に規定する寄附金の額に該当し、かつ、国外関連者に対する寄附金の額として措置法66条の4《国外関連者との取引に係る課税の特例》第3項の規定の適用対象となるというべきである。

（重加算税の賦課決定処分についても適法であると判断されました。）

おわりに

TAINSで上記判決等を検索する場合のキーワードは、「寄附金」、「取引価格」です。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ
TEL 03-5496-1195

会計事務所の
システムなら

MJS

ミロク情報サービス

特長1 会計事務所向けERPで、顧問先情報の一元管理を実現。会計事務所の機動力を強化。

特長2 各種システムの連携で顧問先の早期決算を実現。自計化も支援。

特長3 全国対応!安心して導入・運用できる環境や業務効率化の実現をワンストップで提供。

MJS 株式会社ミロク情報サービス

MJS 会計事務所向け

検索

